資料編 資料1 小平市環境基本条例 資料2 小平市環境審議会規則 資料3 小平市環境審議会 委員名簿 資料4 小平市環境基本計画について(諮問・答申) 資料5 小平市第二次環境基本計画策定経過 資料6 庁内検討委員会 委員名簿 資料7 小平市環境意識調査概要報告書 資料8 用語説明

資料1 小平市環境基本条例

平成13年条例第20号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 環境基本計画(第7条)

第3章 施策の推進(第8条―第13条)

第4章 小平市環境審議会(第14条・第15条)

第5章 雑則(第16条)

附則

私たちのまち小平は、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、玉川上水の開通による新田開発に伴って発展してきた。私たちの先人は、用水路を開き、雑木林を育て、長い歳月をかけて美しい武蔵野の自然をつくりあげ、私たちに人と自然が共生した豊かな郷土を伝えてきた。

私たちは、先人が育(はぐく)んだこの郷土に家を建て、都市施設をつくり、精神的にも物質的にも豊かな都市生活を営んできたが、今や私たちの日常生活や経済活動によって、空気や水の汚れ、緑の減少など、かつてない環境への負荷がもたらされてきている。

私たちは、先人から受け継いだ貴重な財産を次の世代に残しながら、知恵と努力によって、人と自然と都市が調和した郷土をつくりあげていかなければならない。そのために私たちは、環境への負荷の少ない循環型のまちを目指し、すべての人と手を取りあって、たゆまぬ努力を続けることを誓い、ここに条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小平市(以下「市」という。)の環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全等」という。)に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって、市民が健康で安全かつ快適に暮らすことができる環境を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「循環型社会」とは、 資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会 経済活動の全段階を通じて、資源及びエネル ギーの一層の循環及び効率化並びに廃棄物 の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分を 図る等、社会経済システムにおける物質の循 環を確保することにより、環境への負荷が低 減された社会をいう。
- 2 この条例において「環境への負荷」とは、 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全を図る上での支障の原因と なるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保 全上の支障のうち、事業活動その他の人の活 動に基づく生活環境の侵害であって、大気の 汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、 地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若し くは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が 阻害されることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全か つ快適に暮らす上で必要とする良好な環境 を確保し、これを将来の世代に継承していく ことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循 環型社会を基調とした、環境への負荷の少な いまちを目指して、すべての者が協働するこ とによって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び 日常生活において推進されなければならな い。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める環境の保全等に関する基本理念(以下「基本理念」という。) に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ 総合的な計画を策定し、及び推進する責務を 有する。
- 2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に 努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全等を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、その日常 生活において、環境への負荷の低減並びに公 害の防止及び自然環境の適正な保全に努め なければならない。
- 2 市民は、環境の保全等に関する学習及び活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他 の物が使用され、又は廃棄されることによる 環境への負荷の低減に資するために必要な 情報の提供に努めなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、事業者は、物の 製造、加工又は販売その他の事業活動を行う に当たっては、その事業活動に係る製品その 他の物が使用され、又は廃棄されることによ る環境への負荷の低減に資するために必要 な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、環境の保全等に関する学習及び 活動に積極的に参加するとともに、市が実施 する環境の保全等に関する施策に協力する 責務を有する。

第2章 環境基本計画

- 第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するため、小平市環 境基本計画(以下「環境基本計画」という。) を策定する。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定める

ものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標
- (2) 環境の保全等に関する基本的施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全 等に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ小平市環境審議会の意見を 聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、 速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 施策の推進

(施策の策定等に当たっての義務)

- 第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、 環境基本計画との整合を図るものとする。
- 2 市は、市の環境の保全等に関する施策について総合的に推進し、及び調整するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第9条 市は、環境の保全等に資するため、環境の保全等に関する情報の収集及び提供に 努めるものとする。

(環境学習の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が循環型社会 の形成及び環境の保全等についての理解を 深めるとともに、これらの者による自発的な 環境の保全等に関する活動が促進されるように、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

(自発的な活動の促進)

第11条 市は、前条に定めるもののほか、市 民、事業者又はこれらの者で構成する団体に よる自発的な環境の保全等に関する活動の 促進に努めるものとする。

(国、東京都等との協力)

第12条 市は、環境の保全等に関して広域的 な取組を必要とする施策について、国及び東 京都その他の地方公共団体と協力して、その 推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第13条 市は、地球温暖化の防止等の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第4章 小平市環境審議会 (設置)

- 第14条 市の環境の保全等に関する施策を 総合的かつ計画的に推進する上で必要な事 項を調査し、及び審議するため、市長の附属 機関として小平市環境審議会(以下「審議会」 という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項を調査し、及び 審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等 についての基本的事項に関すること。
- 3 審議会は、環境の保全等に関する重要事項 について、必要があると認めるときは、市長 に意見を述べることができる。

(組織)

- 第15条 審議会は、市長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、委員が任期の途中で交代した場合の 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織 及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則(平成13年6月27日·平成13年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。 (以下略)

平成13年規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、小平市環境基本条例(平成13年条例第20号。以下「条例」という。) 第15条第3項の規定に基づき、小平市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

- 第2条 審議会の委員の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 市民 5人以内
 - (2) 事業者 3人以内
 - (3) 学識経験を有する者 3人以内
 - (4) 関係行政機関の職員 1人

(会長及び副会長)

- 第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員 の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある とき、又は会長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第4条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ 会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、 可否同数のときは、会長の決するところによ る。

(会議の公開)

- 第5条 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、審議会の議により非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その 他会議の公開に関し必要な事項は、別に定め る。

(資料の提出等の要求)

第6条 審議会は、審議事項について必要があると認めるときは、資料の提出、説明その他必要な協力を市長に求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部において処理 する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会 の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に 諮って定める。

附則(平成13年6月27日・平成13年規 則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成17年8月30日・平成17年規 則第77号)

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

資料3 小平市環境審議会 委員名簿

職名	氏 名	所 属 等	区分	備考
会 長	塩川 久男	日本大学非常勤講師	学識経験者 (規則第2条第3号)	
副会長	宮本 千俊	市民公募		
委員	田口 誠弘	市民公募		
委員	宮崎 修治	市民公募		平成23年
委員	安間 正子	市民公募	市民 (規則第2条第1号)	8月31日まで
委員	山田 眞久	市民公募		
委員	山田 英夫	市民公募		平成23年
委員	吉江 聖彦	市民公募		9月1日から
委員	猪熊 勇一	小平商工会会長 ㈱京典		
委員	加藤 愛児	小平二水会会長 アルテミス工業株式会社総務部長	事業者	平成23年 8月31日まで
委員	福田 青夫	小平二水会副会長 光洋電子工業株式会社	(規則第2条第2号)	平成23年 9月1日から
委員	田中 悦子	東京むさし農業協同組合		
委員	西成 典子	大妻女子大学教授	学識経験者	
委員	生原 喜久雄	東京農工大学名誉教授	(規則第2条第3号)	
委員	村田 政則	東京都環境局多摩環境事務所長	関係行政機関の職員 (規則第2条第4号)	

敬称略、順不同

資料4 小平市環境基本計画について(諮問・答申)

【諮問】

平環環発第566号 平成22年8月5日

小平市環境審議会 会長 塩川 久男 様

小平市長 小林 正則

小平市環境基本計画について

このことについて、小平市環境基本条例第7条第3項の規定により、下記事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

小平市環境基本計画の見直しについて

2 諮問理由

小平市では、小平市環境基本条例の基本理念の着実な実現に向け、平成14年6月に小平市環境基本計画を策定し、環境保全に関する施策を推進してまいりました。

この間、京都議定書の発効や地球温暖化対策の推進に関する法律の改正など、社会 情勢や市を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、環境施策のより一層の推進を図るため、環境基本計画の見 直しを行いますので、貴審議会の意見を求めます。

【答申】

平成24年1月18日

小平市長 小林 正則 殿

小平市環境審議会 会長 塩川 久男

小平市環境基本計画の見直しについて (答申)

平成22年8月5日付け平環環発第566号をもって諮問のあった小平市環境基本計画の見直しについて、別添のとおり答申します。

この答申をまとめるに当たり、当審議会は8回にわたり、公開を原則として審議を重ねてきましたが、計画全体を通して留意すべき視点などをまとめ、下記のとおり意見や要望として記しました。

これらの審議の経緯に十分留意のうえ、めざす環境像の実現に向けて、庁内において十分調整を図り、取組を着実に推進されるよう要望します。

また、当審議会においても、引き続き必要に応じて提言を行っていくこととします。

記

- 1 この計画の推進体制及び進行管理の充実を図り、計画の実効性を確保すること。
- 2 めざす環境像を実現するために、市民、事業者、民間団体、市の連携・協働が必要不可欠であるので、この計画の内容について十分に周知を図り、協働を推進すること。
- 3 市役所が市民・事業者等の模範となるように、取組・実行を率先すること。
- 4 東日本大震災以降、新たな環境問題への対応も出てきていることから、今後の環境の変化に対し、柔軟な対応を図ること。

資料5 小平市第二次環境基本計画策定経過

1 小平市環境審議会における審議経過

開催日	内 容
平成22年 8月 5日(木)	計画策定の基本方針、策定スケジュール、前計画の平成21年度実施状況について
平成22年12月20日(月)	現状と課題について
平成23年 2月18日(金)	環境意識調査結果について
平成23年 4月13日(水)	計画の骨子案について
平成23年 5月27日(金)	計画の施策案について
平成23年 8月 8日(月)	計画の素案について
平成23年10月19日(水)	計画の素案について(新委員への説明)
平成24年 1月18日(水)	パブリックコメントの実施結果、計画の策定案について

2 庁内検討委員会の開催経過

開催日	内 容
平成22年 8月10日(火)	計画策定の基本方針、策定スケジュールについて
平成23年 3月15日(火)	現状と課題、市民アンケート結果について
平成23年 7月 1日(金)	計画の素案について
平成23年 7月28日(木)	計画の素案について
平成24年 1月11日(水)	計画の策定案について

3 市民意見公募手続等の実施経過

開催日	内 容	
平成22年11月22日(月)	小平市環境意識調査の実施	
~12月 3日(金)	・市内在住の満 20 歳以上の男女 2000 人を対象、有効回収率 44.8%	
平成23年 1月14日(金)	市民活動団体アンケートの実施	
~ 1月31日(月)	・環境保全活動等にかかわる市民活動団体を対象、回収数 18 団体	
平成23年10月14日(金)	計画の素案に対する市民意見公募(パブリックコメント)の実施	
~11月14日(月)	・閲覧場所:市役所1階市政資料コーナー、4階環境保全課、東部・西部出張所	
	・提出の方法:ホームページ、メール、ファクシミリ、郵送、持参	
平成23年10月26日(水)	市民懇談会開催(東部市民センター)	
午後7時~9時		
平成23年11月 1日(火)	本兄親秋 众問(世,中中八尺)	
午後7時~9時	市民懇談会開催(中央公民館)	

資料 6 庁内検討委員会 委員名簿

役 割	氏 名	所属	備考
委員長	小林 勝行	環境部長	
副委員長	村上 千草	環境部環境保全課長	
委員	有川 知樹	企画政策部政策課長	
委員	柄澤 俊彦	総務部総務課長	
委員	竹内 誠一郎	市民生活部産業振興課長	
委員	西稔 典昭	環境部ごみ減量対策課長	平成23年12月27日逝去
委員	對馬 建一	環境部下水道課長	
委員	西龍司	都市開発部まちづくり課長	
委員	滝澤 清児	都市開発部参事(公共交通)	
委員	清水 幸世	都市建設部みちづくり課長	
委員	藤丸 隆夫	都市建設部交通対策課長	
委員	加藤 泰男	都市建設部たてもの整備課長	
委員	野田 悟	─ ─ 都市建設部水と緑と公園課長	平成23年3月31日まで
委員	清水 克敏	都巾建設部外と緑と公園課長	平成23年4月1日から
委員	阿部 和生	── ── 教育部教育庶務課長	平成23年3月31日まで
委員	滝澤 文夫	双月 即 双月 瓜猕酥技	平成23年4月1日から
委員	鶴巻 好生	教育部学務課長	
委員	島川浩一	教育部参事(教育施策推進)	
委員	阿部 裕	教育部生涯学習推進課長	

資料7 小平市環境意識調査概要報告書

1 調査概要

(1)調査目的

「小平市第二次環境基本計画策定」に向け、市民の環境に対する意識や行動の現状及び経年的な変化を把握し、基礎資料とすることを目的に実施した。

(2)調査方法

·調査対象地域 小平市全域

·調査対象 市内在住の満 20 歳以上の男女2,000 人

・抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出

·調査期間 平成 22 年(2010 年)11 月 22 日~平成 22 年(2010 年)12 月 3 日

·調査方法 郵送配布·郵送回収方式

·回収結果 回収数 896 票(有効回収数 895 票) 有効回収率 44.8%

(3)調査内容(設問項目)

属性

性別、年齡、居住地域、家族構成、居住年数、住宅形態、職業

設問

- ・関心のある環境問題について
- ・小平市の環境や身近な環境について
- ・環境に対する考え方、取組について
- ・環境に関する活動への参加について
- ・ 小平市における環境に対する取組について

2 回答者属性

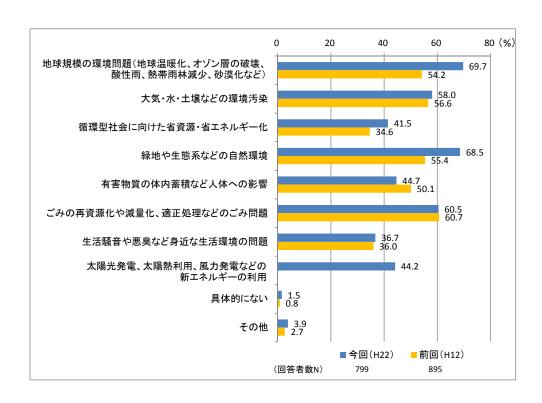
70歳以上が28.0%と最も多く、次いで60歳代が21.7%、50歳代、40歳代、30歳代、20歳代の順となっている。性別では男性が比較的多い。



3 調査結果

関心のある環境問題について

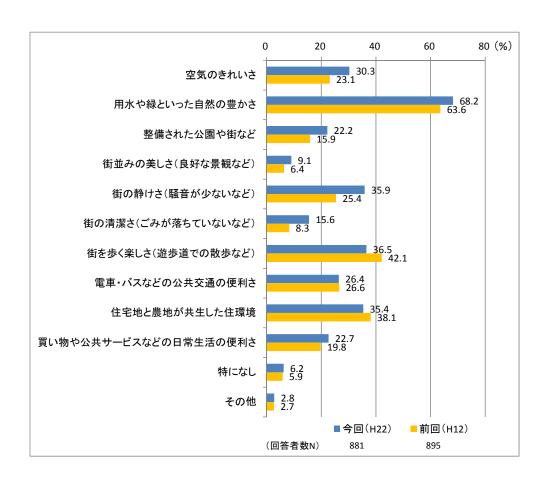
- ●関心のある環境問題は、「地球規模の環境問題」が69.7%と最も多い。
- ●次いで「緑地や生態系などの自然環境」68.5%、「ごみの再資源化や減量化、適正処理などのごみ問題」60.5%、「大気·水·土壌などの環境汚染」58.0%。
- ●地球温暖化への関心は高いと考えられるが、「太陽光発電、太陽熱利用、風力発電などの新エネルギーの利用」や「循環型社会に向けた省資源・省エネルギー化」などの具体的な対策においては、40% 台とやや関心が低い。
- ●「生活騒音や悪臭など身近な生活環境の問題」は 36.7%と具体的な項目中最も少なく、身近な生活環境に対しては、比較的に関心が少ない。
- ●前回調査と比べると、「地球規模の環境問題」、「緑地や生態系などの自然環境」への関心が高まっている。



小平市の環境や身近な環境について

小平市の環境の良いところ

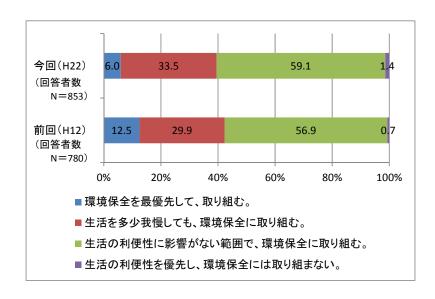
- ●「用水や緑といった自然の豊かさ」が 68.2%と、7割程度の回答者において評価されている。次いで、「街を歩く楽しさ」、「街の静けさ」、「住宅地と農地が共生した住環境」、「空気のきれいさ」が 30%台となっており、自然や緑に恵まれた閑静な住環境を良いとする回答者が比較的に多い。
- ●「街並みの美しさ」9.1%、「街の清潔さ」15.6%と、街並みの美観に関しては、やや評価が低くなっている。
- ●前回と比べ、10 項目のうち、「街の静けさ」、「街の清潔さ」、「空気のきれいさ」などの 7 項目で評価が高い。
- ●前回と比べ、評価が低くなった項目は「街を歩く楽しさ」、「住宅地と農地が共生した住環境」。



環境に対する考え方、取組について

(1)環境保全への取組方

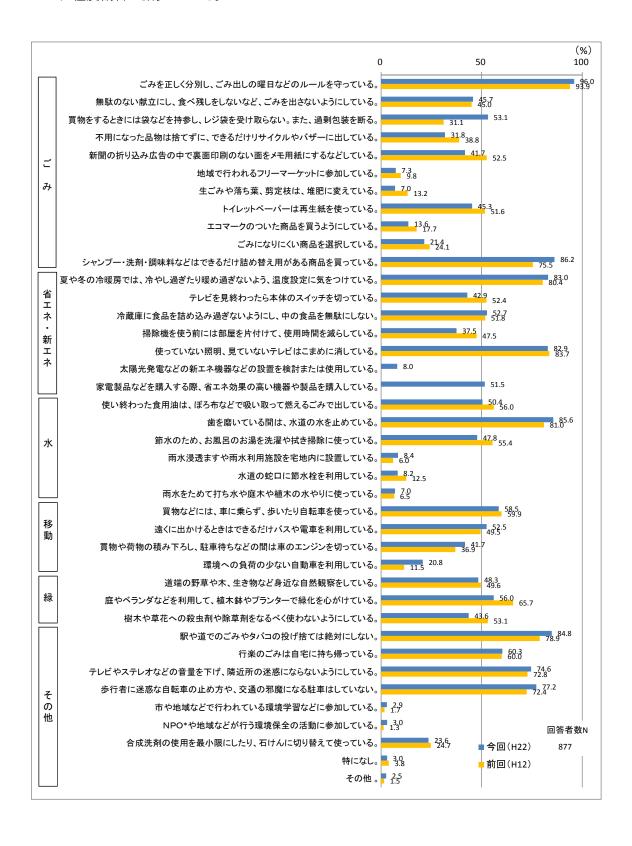
- ●「生活の利便性に影響がない範囲で、環境保全に取り組む」が59.1%と特に多く、次いで「生活を多少 我慢しても、環境保全に取り組む」が33.5%となっている。
- ●「環境保全を最優先にして、取り組む」は 6.0%と少ないものの、全体で9割超の回答者が取り組み意向を示し、また3割超の回答者は、生活を多少我慢しても良いと考えている。
- ●前回と比べると、「環境保全を最優先にして、取り組む」が減少しており、生活利便性との折り合いの中で環境保全に取り組む層が増加している。



(2)普段取り組んでいる環境保全活動

- ●「ごみを正しく分別し、ごみ出しの曜日などのルールを守っている」が 96.0%と最も多く、次いで「できるだけ詰め替え用がある商品を買っている」、「水道の水を止めている」、「ごみやタバコの投げ捨ては絶対にしない」、「温度設定に気をつけている」、「照明、テレビはこまめに消している」が 80%を超えており、日常生活におけるルールや省エネ・省資源の心がけ等が浸透しているといえる。
- ●取り組めていない項目としては、「環境学習」、「NPOや地域などが行う環境保全の活動に参加」、「フリーマーケットに参加」など、団体・地域での取組への参加が進んでいない。
- ●「生ごみや落ち葉、剪定枝は、堆肥に変える」、「雨水をためて打ち水や庭木や植木の水やり」、「太陽 光発電などの新エネ機器などの設置を検討または使用」、「水道の蛇口に節水栓を利用」、「雨水浸 透ますや雨水利用施設を宅地内に設置」など、装置・設備等を活用した省エネ・省資源の取組があま り進んでいない。
- ●前回との比較では、「袋などを持参し、レジ袋を受け取らない。過剰包装を断る」が大きく増加し、「できるだけ詰め替え用がある商品を買っている」や「ごみやタバコの投げ捨てはしない」、「水道の水を止めている」などの取組も増加している。

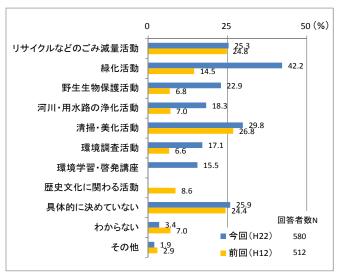
●一方、「新聞の折り込み広告の中で裏面印刷のない面をメモ用紙にする。」、「テレビを見終わったら本体のスイッチを切る」、「掃除機を使う前には部屋を片付けて、使用時間を減らす」、「植木鉢やプランターで緑化を心がけている」、「樹木や草花への殺虫剤や除草剤をなるべく使わない」は、前回に比べ10%程度割合が減少している。



環境に関する活動への参加について

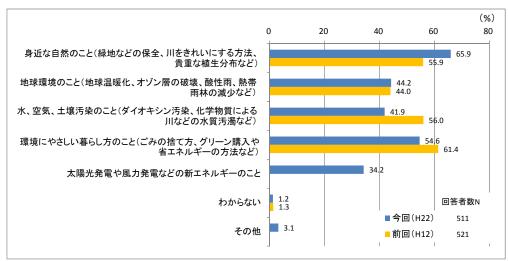
(1)参加してみたい環境保全活動

- ●参加してみたい活動としては、「緑化活動」が 42.2%と最も多く、次いで「清掃・美化活動」が 29.8%、「リサイクルなどのごみ減量活動」、「野生生物保護活動」が 20%を超えている。また、「具体的に決めていない」が 25.9%と、回答者の1/4を占めている。
- ●前回は、経験ある・やってみたい環境保全活動について設問しており、今回は前回に比べ、「緑化活動」、「野生生物保護活動」、「河川・用水路の浄化活動」など、自然保全活動等に対する意向が大き く増加している。



(2)学びたい環境の内容

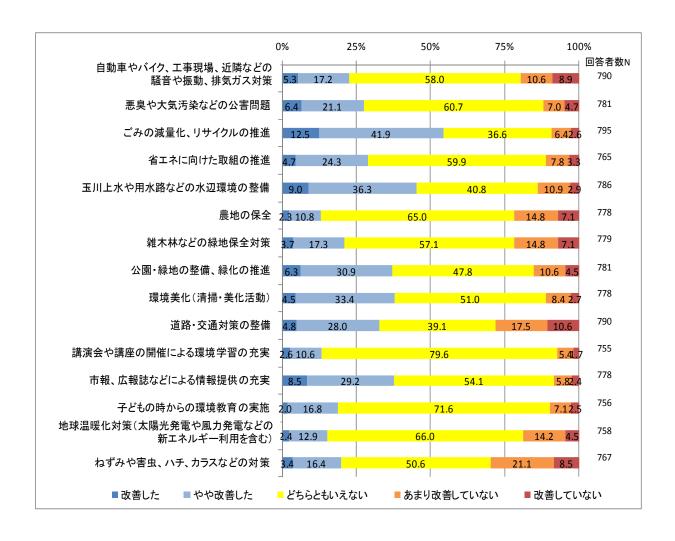
- ●「身近な自然のこと」が65.9%と最も多く、次いで「環境にやさしい暮らし方のこと」が54.6%となっている。
- ●「地球環境のこと」、「水、空気、土壌汚染のこと」が 40%超、「太陽光発電や風力発電などの新エネルギーのこと」も 34.2%と、比較的に関心の高い項目となっている。
- ●「わからない」、「その他」は5%未満とごくわずかであり、関心の高い環境学習等のテーマとしては、上 記の5項目に概ね集約されている。
- ●前回と比べると、「身近な自然のこと」が増加し、「水、空気、土壌汚染のこと」、「環境にやさしい暮らし 方のこと」が減少している。



小平市における環境に対する取組ついて

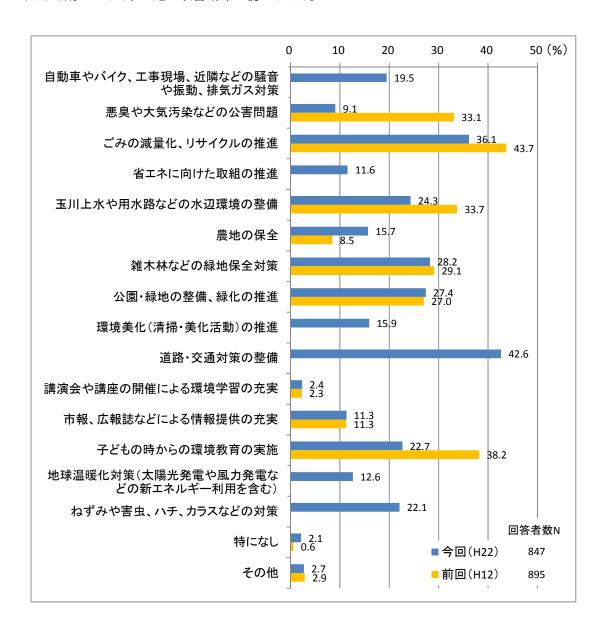
(1)10年前と比べた市の環境改善の状況

- ●10 年前と比べた市の環境改善の状況をみると、ほとんどの項目において「どちらともいえない」が最も 多くなっている。
- ●「ごみの減量化、リサイクルの推進」では、「やや改善した」が最も多く、「改善した」と合わせた肯定的な評価は、唯一 50%を超え、市の環境において最も改善した項目として認識されている。
- ●次いで「玉川上水や用水路などの水辺環境の整備」、「環境美化(清掃・美化活動)」、「市報、広報 誌などによる情報提供の充実」、「公園・緑地の整備、緑化の推進」などにおいて、肯定的な評価が比 較的に多い。
- ●否定的な評価(「改善していない」と「あまり改善していない」の合計)をみると、「ねずみや害虫、ハチ、カラスなどの対策」、「道路・交通対策の整備」において、改善していないとの意見が多くなっている。また、「ねずみや害虫、ハチ、カラスなどの対策」、「農地の保全」、「雑木林などの緑地保全対策」、「地球温暖化対策」において、否定的な評価が肯定的な評価を上回っている。



(2)市が優先的に取り組むべき課題

- ●市が優先的に取り組むべき課題としては、「道路・交通対策の整備」が 42.6%と特に多い。
- ●次いで「ごみの減量化、リサイクルの推進」が 36.1%と多く、ごみ減量・リサイクルについては、改善が進んでいると認識されているものの、優先的な課題としても意識されている。
- ●「雑木林などの緑地保全対策」、「公園・緑地の整備、緑化の推進」、「玉川上水や用水路などの水辺環境の整備」、「子どもの時からの環境教育の実施」、「ねずみや害虫、ハチ、カラスなどの対策」が20%台と比較的に多く、緑や水辺環境は市の良いところとして認識される中、優先的に取組むべき課題としても意識されている。
- ●前回設問の同項目と比較すると、「悪臭や大気汚染などの公害問題」、「子どもの時からの環境教育の実施」、「玉川上水や用水路などの水辺環境の整備」、「ごみの減量化、リサイクルの推進」において大きく減少しており、一定の改善効果が認められる。



資料8 用語説明

あ行

【アスベスト(石綿)】

天然に存在する繊維状の鉱物で、「せきめん」「いしわた」と呼ばれている。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、ボイラー配管の被覆、自動車のブレーキパッド、建築材などに広く利用されたが、繊維が飛び散り、人が吸い込むことで肺がんや悪性中皮腫の原因になることが明らかになり、現在は原則として製造等が禁止されており、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

【雨水浸透施設】

屋根に降った雨水を地下へ浸透させるための設備。 雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を敷き並 べた雨水浸透ますなどがある。

【エコダイラネットワーク】

平成14年の環境基本計画策定を契機として、平成 16年に市民版環境配慮指針「変えよう! 私たちの暮ら し方」を作成した公募市民により結成された市民のグ ループで、市民や小・中学生などにやさしい環境講座 などを行い、市民版環境配慮指針の普及啓発を行っ ている。

【温室効果ガス】

太陽からの熱を地表に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのこと。平成17年(2005年)2月16日発効の京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素(CO2)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の6種類が削減対象の温室効果ガスと定められた。

か行

【外来種】

人間の活動によって、それまでその生き物が生息していなかった地域にもちこまれた動植物をいう。在来の野生生物などの減少や絶滅を引き起こす恐れがあり、生物多様性への影響が生じている。

平成17年6月に施行された「特定外来生物法」により 海外から持ち込まれる本来の生態系に影響を及ぼす 生物を特定外来生物として、飼育等を規制している。

【環境家計簿】

電気やガス、水道の使用量を記録することで、エネルギー使用量と、それに伴う二酸化炭素排出量の削減に役立てるもの。それぞれの家庭ごとに、前年度からの削減目標を決め取組を進めている。

【環境基本法】

平成 5(1993)年 11 月 19 日に公布、施行。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的強調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

【環境共生住宅】

地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・ 廃棄物などの面で充分な配慮がなされ、また周辺の 自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的にか かわりながら、健康で快適に生活できるよう工夫された、 環境と共生するライフスタイルを実践できる住宅、およ びその地域環境のこと。

【環境配慮型建材】

エコマテリアル(製造、運搬、使用、廃棄までを通じ て環境への負荷が小さい材料)型の建材。

【環境配慮型の工事】

工事中、供用後ともに環境負荷の低減を図る工事で、水循環の確保のための透水性舗装、工事中における騒音・振動防止に配慮した工法や建設機械及び建設設備の採用などがある。

【環境保全型農業】

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

【環境マネジメントシステム】

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

【京都議定書】

平成9(1997)年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された議定書で、平成17(2005)年2月に発効した。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、平成20(2008)年から平成24(2012)年までの間に先進国全体で平成2(1990)年比5%以上(日本6%、アメリカ7%、EU8%)削減することが義務付けられた。

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、その必要性をよく 考え、購入が必要な場合には、できる限り環境への負 荷が少ないものを、優先的に購入すること。

【景観基本軸】

東京都景観条例に基づき指定された地域(軸)で、東京の景観構造の主要な骨格となり、都市の輪郭を明瞭にして都市構造を認識しやすくする地域として、11 の景観基本軸が指定され、このうち 6 軸について一定規模以上の建築物の建築等に対する届出制度による景観誘導を行っている。小平市では、玉川上水の中心から両側100m が玉川上水景観基本軸に指定されており、玉川上水や河川沿いの水と緑を帯状に連続させ、親水空間の拡張を図るとともに、周辺の歴史的・文化的遺産を生かした街並み整備を合わせて実施し、季節感や潤い、玉川上水の歴史が感じられる景観形成を図ることを目的とした景観誘導が行われている。

【公害】

環境基本法では、「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること」をいう。

【公共下水道】

主として市街地における下水を排除し、または処理 するために地方公共団体が管理する下水道で、終末 処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもの であり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分 が暗渠である構造のもの(下水道法第2条第3号)。

【公共下水道雨水整備】

局地的な大雨による浸水被害の軽減・解消を目指 し、地形や道路等の状況を勘案して雨水幹線や排水 路を整備すること。

【合流式下水道】

汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する方式。雨 天時に汚水の一部が公共用水域へ未処理で排出されるため、水質汚濁や公衆衛生上の安全性などの課 題がある。

【小平グリーンロード】

狭山・境緑道、野火止用水、玉川上水、都立小金 井公園を結ぶ小平をぐるりと一周する、約21km の水と 緑の散歩道で、平成16年12月「美しい日本の歩きたく なるみち500選」に認証された。

【小平市ごみ処理計画】

小平市が平成15年3月に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定した計画(平成18年3月改訂)。「廃棄物の発生抑制」と「再使用の促進」を優先課題とし、適正な処理の前に廃棄物の発生をコントロールできる主体として市民、事業者、行政が取り組むという協働の姿勢が掲げられている。

【小平市地域エネルギービジョン】

環境基本計画のエネルギー部門及び地球温暖化問題に関する部門別の計画として、省エネルギーや新エネルギーの推進、二酸化炭素排出量の抑制などの施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成21年2月に策定した。

【小平市都市計画マスタープラン】

小平市が平成 19 年(2007 年)3 月に、都市計画 法に基づいて策定した計画。小平市全体のまちづくり の基本的方針、個々の地域の特性を活かしたまちづく りの指針と、都市施設の整備方針などの考え方が示さ れている。まちづくりの理念として『みんなが「いい表情 (かお)を持つ」こと』、『この地が「いい郷(さと)であり続 ける」こと』、『そして「いい明日(あした)を予感させる」 こと』の3 つを掲げ、小平市第三次長期総合計画に示 された将来都市像の実現と、住宅都市"こだいら"のより一層の住みやすさの追求を図るための計画。

【小平市用水路活用計画】

小平市が平成7年3月に策定した、水路活用の基本的考え方を示して用水路に清流を戻しつつ、「水と緑のやすらぎ景観」のある自然保護を考慮した整備を進めるため計画。平成13年4月には「小平市用水路条例」が施行され、具体的な管理・活用の細目が定められた。

さ行

[施設緑地]

主に国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり一般に公開する緑地。 都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」、「民間施設緑地」に区分される。「公共施設緑地」とは、児童遊園や運動場などの都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設であり、「民間施設緑地」とは、企業グラウンドや動植物園などの民有地で、公園緑地に準じる機能を持つ施設を指す。

【白然エネルギー】

化学燃料やウラン燃料などを使わずに自然環境から持続的に利用できるエネルギー。具体的には、太陽 光や熱、風力、小規模水力、バイオマス、潮力、地熱、 温度差などから取り出すエネルギー等。

【市民版環境配慮指針】

市民・事業者・民間団体それぞれが、環境に配慮した行動を自主的に行っていくことができるようにするため の指針。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に変わるも

のとして提示された考え方で、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより、天然資源の消費を抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

【新エネルギー】

地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量が少な く、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーで、 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法では、 太陽光発電や風力発電、太陽熱利用など 10 種類が 指定されている。

【震災対策用井戸】

大地震その他の災害により水道施設等が被害を受け、水道水の供給が困難となった場合に、市民の飲料水及び生活用水を確保するため、市が指定した井戸。

【牛産緑地】

生産緑地法及び都市計画法に基づき市街化区域 内に定められる都市計画の地域地区の一つ。農林漁 業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資す るため、市が指定する。生産緑地に指定されると、農地 等として管理する義務を負う一方、税の軽減措置が受 けられる。

【生熊系】

植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

【生物多様性】

地球上の生物が、様々な環境の中で複雑に関わり合ってバランスを保って生息している状態をい

う。生物の種、生物が生活する環境、生物の遺伝 子の3つの段階から捉えられている。

た行

【待機時消費電力】

家電製品を使用していない時に、メモリー、内蔵時計、モニター表示、リモコンの指示待ちなどの機能維持のために消費される電力。

【第二次エコダイラ・オフィス計画】

平成14年度に策定したエコダイラ・オフィス計画での取組を踏まえ、市内の大規模事業者として、自らの事務・事業により排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの削減や環境負荷の低減に取り組むため、平成22年3月に策定した地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地球温暖化対策実行計画。 計画では、廃棄物の減量や省エネルギーの推進、新エネルギーの利用の推進など7つの分類について、全職員が環境配慮の視点を持ち積極的に取り組むとともに、施設ごとの二酸化炭素排出量の削減目標の達成に向けて取組を行うこととしている。

【太陽光発電】

シリコンなどの半導体で作られた太陽電池を使い、 太陽の光エネルギーを吸収して直接電気に変換する 発電方式。枯渇の心配がなく、発電の際の二酸化炭 素の排出がない。

【地域性緑地】

国または地方公共団体が、その土地利用を規制することで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的に指定する一定の土地の区域をいう。「法によるもの」や「協定によるもの」、「条例などによるもの」の3種に分けられ、その内「法によるもの」には、風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区などの制度が含まれている。

【地球温暖化】

人間の活動の拡大に伴う石油・石炭等の大量消費 により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排 出量が大幅に増加し、地球に余分な熱が残ることにより 地球の気温が上昇することをいう。干ばつや海面上昇、 伝染病の発生など、人間や生態系などへの影響が懸 念されている。

【地区計画制度】

地区の課題や特徴を踏まえ、市民と市が連携しながら、地区のめざすべき将来像を設定し、その 実現に向けて都市計画に位置付けてまちづくりを 進めていく制度で、建物の用途や建ペい率、高さ などを決めることができる。

【地産地消】

地域で生産された農産物を、地域で消費しようという活動を通して、農業者と消費者を結びつける取組。

【中間処理】

廃棄物の収集後、破砕、選別、焼却等の処理に加 え、ごみを減量又は減容化すること、もしくは資源物の 選別をすること。

【低公害車】

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、窒素酸化物 (NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が 少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいう。電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車などがある。

【低炭素社会】

地球温暖化を防止するために、その原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を、産業界をはじめ市民や行政などすべての主体が、あらゆる場面において最小化するための配慮を行う社会的システムをい

う。自然エネルギーの導入や省エネルギーの推進、エ ネルギーの高効率利用の技術開発などにより実現を目 指す。

【東京都屋外広告物条例】

屋外広告物とは、商業広告に限らず「常時又は一定の期間継続して」「屋外で公衆に表示されるもので」「看板、はり紙・はり札、広告塔及び建物その他のものに表示・掲出されたもの等」をいう(屋外広告物法)。それらをまちの良好な景観形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止のために規制する条例。

【東京都景観条例】

東京の自然環境を生かし、歴史と文化を継承し、地域の個性と多様な魅力を発展させるために、景観づくりに関する必要な事項を定め、景観づくりを総合的かつ計画的に進めることで、美しくうるおいのある東京をつくることを目的とした条例。

【透水性舗装】

路面の水を路盤以下に浸透させる舗装。集中豪雨 の洪水緩和、地下水涵養、ヒートアイランド現象の緩和、 水留まり防止を目的に都市部で適用される。騒音低減 にも効果がある。

【特別緑地保全地区】

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。指定主体は面積によって異なる。

な行

【燃料電池】

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。この反応 により生じる物質は水(水蒸気)だけであり、クリーンで、 高い発電効率であるため、地球温暖化の解決策として期待されている。

【農業体験農園】

農家が経営・管理し、市民は指導を受け、作付けから収穫までの作業を体験し、農産物を購入する農園。

は行

【廃棄物減量等推進員制度】

ごみの減量・リサイクルの推進、適正排出について指導的な役割を担う、公募による市民ボランティア制度。 愛称を「クリーンメイト」という。

【バリアフリー】

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁 (バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的な 障壁を始め、制度面、心理面、情報面など、全ての障 壁を除去するという考え方。

【BOD(生物化学的酸素要求量)】

微生物が、水中の有機物等を二酸化窒素や水など 抜分解するために必要とする酸素の量のこと。河川 などの汚濁の程度を示す代表的な指標で、数値が大 きいほど汚濁の程度が高い。

【ビオトープ】

生物を意味する bio と、場所を意味する top を合成したドイツの造語(biotop)で、野生生物の生息空間を意味する。最近では、池を設けたり草木を植えたりして、野生生物が住みやすい空間を再現したものを指すことが多い。

【光(ひかり)害】

都市化等による屋外照明の増加や照明の過剰な使用等による「漏れ光」によって、良好な照明環境の形

成が阻害されている状況又はそれによる悪影響をいう。 天体観測や居住者の安眠などのほか、野生動植物や 農作物の生育などに影響を及ぼす可能性がある。

【風致地区】

都市の風致(樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観)を維持するため、都市計画法により都市計画で定められる地区。 風致地区内では、都市の風致を維持するために、一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要となる。小平市には、玉川上水風致地区、青梅街道風致地区、東京街道風致地区の4地区がある。

【平成二十三年三月十一日に発生した東北地方 太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により 放出された放射性物質による環境の汚染への対 処に関する特別措置法】

事故由来放射性物質による環境の汚染が、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、平成24年1月1日に完全施行された法律。

環境汚染の状況を把握するための監視・測定の実施、放射性物質により汚染された廃棄物の処理、土 壌等の徐染などについての規定が整備された。

【放射性物質】

放射線を出す能力(放射能)がある物質。放射性物質が放射線を出す能力を表す単位をベクレル(Bq)といい、放射線を受けることによる人の体への影響を表す単位をシーベルト(Sv)という。東京電力福島第一原子力発電所の事故により、ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 などの放射性物質が放出された。

【保存樹林·保存竹林】

市内の恵まれた緑を保護し、さらに積極的に緑化を 推進するために、市が指定した樹林・竹林をいい、固 定資産税・都市計画税が免除される。

ザインすること。

ま行

【水と緑のネットワーク】

水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取組。都市の熱環境の改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出、散歩やサイクリングを楽しめる緑の生活空間ネットワークの形成といった機能など、都市に自然を取り戻し、生き物との触れ合いや豊かな四季感のある、住みやすく快適な環境を形成する効果が期待される。

【モニタリングポスト】

大気中の放射線の量(空間放射線量)のうち、 γ (ガンマ)線を連続して測定する据え置き型の装置で、戸外に置く検出器と室内に置く測定器からなっている。放射線が検出器に当たると、検出器内でかすかな光を発する仕組みになっており、その光を検出・増幅して測定器で放射線量として計測する設備のことをいう。1年を通して24時間連続して計測している。

文部科学省では、全国に設置しており、東京都においても、独自に設置している。

や行

【有害化学物質】

フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシン等、環 境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼ す物質(化学成分)を指す。

【ユニバーサルデザイン】

障害の有無や性別、年齢、言語、文化などを問わず、 すべての人にとって使いやすい製品や情報、施設をデ

ら行

【緑化基金】

緑豊かな都市づくりを目指し、緑化の推進を図る事業の財源とするための基金。小平市は昭和61年に設置された。

【緑被率】

樹林地、草地、農地など緑で覆われた土地(緑被地)の面積と市域面積全体に占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標となる。

【歴史環境保全地域】

東京都が都民の大切な財産として、歴史的遺産と一体となった自然の存する地域を、その歴史的遺産とあわせてその良好な自然を保護することが必要として指定する土地の区域。

小平市第二次環境基本計画

平成24(2012)年3月発行

編集•発行 小平市環境部環境保全課

〒187-8701

小平市小川町二丁目1333番地

TEL(042)346-9818

FAX(042)346-9643

電子メール kankyohozen@city.kodaira.lg.jp

¥190



ぶるベー

(小平ブルーベリーのマスコット)



